

●窓口援助に関する規則

(137期学友会学生理事会が作成し、2019年12月に開かれた文化部代表評議員会、運動部代表評議員会、クラス代表評議員会の各会において、全会一致で可決承認)

■第一章 総則

(目的)

第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会規約第二三条に定める加盟団体等への援助に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第二条

- 一 「窓口援助」とは、学生理事会の窓口が受け渡しとなる援助をいう。
- 二 「現物援助」とは、窓口援助のうち、物品をもって支給する援助を指す。
- 三 「印刷代」とは、活動の過程で発生した印刷費のことをいう。
- 四 「印刷代援助」とは、窓口援助のうち、印刷代の補償をもって支給する援助を指す。
- 五 「援助対象者」とは、窓口援助の申請を行う資格のある主体を指す。
- 六 「値段」とは、学生理事会が現物援助の対象となる物品ごとに割り振る特別の値をいい、単位は「円」とする。
- 七 「援助残額」とは、援助対象者が有する特別の値をいい、学生理事会が現物援助を支給した場合、物品の値段の分だけ差し引かれ、理事会が印刷代援助を支給した場合、領収書の金額の分だけ差し引かれる。
- 八 「援助枠」とは、月ごとに割り当てられる援助残額の加算分をいう。

(援助の合目的性)

第三条

- ① 理事会は、窓口援助による利益を得る者の権利を実現することに資すると認められる限りにおいて、窓口援助を支給するものとする。
- ② 理事会は、前項に掲げる目標が達成されない場合及び運営上の理由がある場合を除き、窓口援助の支給を拒んではならない。

(開室時間)

第四条

- ① 理事会は、窓口援助の受け渡しを保証する目的で、窓口を開設する時間を設ける。理事会は、開設の予定日の七日以前に日程を告知しなければならない。
- ② 理事会は、窓口を開設していないことをもって、窓口援助の支給を拒む運営上の理由とすること

ができる。

■第二章 援助枠

(援助対象者)

第五条

- ① 援助対象者は、加盟申請中サークル、加盟サークル、教養学部前期課程生によって構成されるクラス、理事及び総務である。
- ② クラスの定義は、活動実態やカリキュラム等を参考に、理事会がこれを定める。

(援助枠)

第六条

各援助対象者に割り振られる援助枠は、別表Ⅰの通り加算する。

(援助残額の消費順序)

第七条

援助残額は、前月の援助枠から優先的に差し引かれる。

(援助残額の下限)

第八条

理事会は、援助残額が0を下回らない値となるよう、窓口援助を支給しなければならない。

(有効期間)

第九条

援助枠は、援助残額に追加された翌々月に失効する。

(資格の変更)

第十条

サークルやクラスの資格が変更された場合において、援助枠が変更したときは、当日から新しい適用を受ける。

■第三章 物品援助

(物品援助)

第十一条

理事会は、援助対象者に対して、物品の支給をもって現物援助を行うことができる。

(援助品目及び値段等)

第十二条

現物援助で取り扱う物品の品目、金額その他現物援助に関わる事項は、理事会がこれを管理する。理事会は、現物援助に関わる事項の変更を決定した場合、遅滞なく加盟サークルの学友会担当者及びクラスの学友会連絡委員に報告しなければならない。

■第四章 印刷代援助

(印刷代援助)

第十三条

理事会は、援助対象者に対して、印刷代の補償をもって現物援助を行うことができる。

(印刷代援助の申請)

第十四条

印刷代援助の申請は、月ごとに一度まで行うことができる。

(領収書の様式)

第十五条

印刷代援助の対象として認められる領収書の様式は、別表 2 の通り定める。

(領収書の申請期間)

第十六条

- ① 加盟サークルが印刷代援助を申請する場合は、印刷代援助を受ける日と同一年度内の領収書を対象とする。
- ② 前項の規定にかかわらず、四月一日から四月三十日までの期間において、加盟サークルが印刷代援助を申請する場合は、援助を受ける日と同一年度内の領収書及びその前年度内の領収書を対象とする。

■第五章 補則

(改廃)

第十七条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

附則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

別表 1

(援助対象者)：(援助枠)

理事及び総務：1,500 円/月

学友会加盟申請中サークル：2,000 円/月

評議員サークルでない学友会加盟サークル：3,000 円/月

評議員クラスでない教養学部クラス：3,000 円/月

評議員サークル：4,000 円/月

評議員クラス：4,000 円/月

別表 2

以下の条件を満たさない領収書は、印刷代援助の対象として認めない。

- 一 学生会館委員会が発行した領収書で、印刷費として認められる記載があり、学生会館委員会の印があるもの。
- 二 教養学部学生自治会が発行した領収書で、印刷費として認められる記載があり、教養学部学生自治会の印があるもの。
- 三 印刷を業務とする会社が発行した領収書で、印刷費として認められる記載があるもの。
- 四 小売店が発行した領収書で、印刷費として認められる記述が印字されているもの。